

町税・国保税は納期限内に納税しましょう!

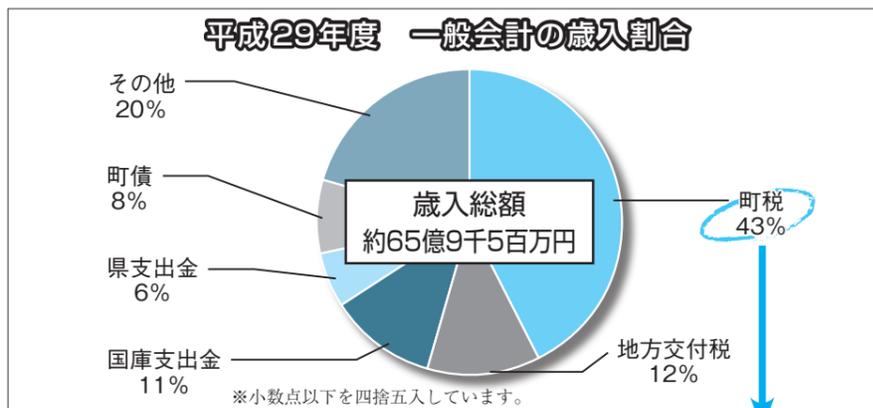


皆さんから納めていただく町税は、町財政を支える貴重な自主財源となっています。また、国民健康保険税は皆さんの医療費に使うための大切な財源です。各税金はそれぞれ定められた納期限までに納税しましょう。



税は私たちの暮らしを支えています

私たちが納めている税金は、「安心で安全なまちづくり」のための、貴重な財源となっています。嵐山町の平成29年度の歳入(収入)のうち、約43%が皆さんの税金です。



町税の内訳(一般会計)

納税者の皆さんに納めていただいている一般会計の町税は、固定資産税、町民税、たばこ税、軽自動車税です。決算額の構成は表「平成29年度町税の内

平成29年度町税の内訳

No.	区分	調定額(円)	収入済額(円)	収納率	H28収納率
1	固定資産税	1,563,411,702	1,533,604,343	98.1	97.7
2	町民税	1,161,945,541	1,126,370,484	96.9	96.3
3	たばこ税	105,596,622	105,596,622	100.0	100.0
4	軽自動車税	47,610,625	45,842,630	96.3	96.3
合計		2,878,564,490	2,811,414,079	97.7	97.2
1	国民健康保険税	491,276,288	412,805,070	84.0	82.2

納期内納付をお願いします

訳」とおとりです。固定資産税がもっとも多く、町民税とでは95%を占めています。

収納率とは収入額を調定額で除いた数値です。この数値を上げるのが、自主財源の確保の面から常に注目されています。29年度の収納率は、28年度と比較して0.5ポイントの増となりました。

納税者の皆さんには、ぜひとも納期限内納付にご協力をお願いします。

国民健康保険税の状況

国民健康保険税の収納率は、29年度は84%で昨年より1.8ポイントの大幅の増となりました。国民健康保険制度は、相互扶助を基本に運営しています。今後も、納税にご協力をお願いします。

町税や国保税を納めなさい

★滞納処分

納期限を経過しても納税や相談がない方に対しては、催告文書の送付、電話催告や自宅訪問などを行います。また滞納者の財産を発見するため、法律に基づき官公署庁、金融機関、勤務先等に対し各種調査を実施し、納税しない滞納者に対しては、預貯金や給与、不動産等の差押えを行っていただきます。

差押え後も完納にならない場合は、不動産等の差押財産の公売を実施することになります。この一連の手続きは法律により定められており、滞納者の意思に関わりなく執行されるものです。

★延滞金

町税などは、定められた納期限までに納税者が自主的に納めていただくことになっていきます。納期限までに完納されない場合には、納期限内に納めた方との公平を保つため、非常に高額な延滞金が加算(基本年8.9%)されます。必ず納期限内に納めましょう。

問合せ 税務課 収税担当 ☎62-2153

税務課

「税を考える週間」のお知らせ

11月11日(日)～17日(土)は「税を考える週間」です。今年度は、「くらしを支える税」がテーマです。



国税庁ホームページによる広報

○国税庁の取組紹介

国税庁ホームページ内の「くらしを支える税」をテーマとした特設ページにより、国税庁の各種取組についてご紹介いたします。最新のデータで国税庁の取組等を紹介いたします。ドラマ仕立ての動画で国税庁の業務を紹介します。



SNSを利用した広報

「税を考える週間」の実施に合わせてYouTubeの国税庁動画チャンネルや国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」、新着情報などの各種情報を発信します。

講演会の実施や関係民間団体等との連携

社会人や大学生を対象とした講演会や説明会を実施します。また、関係民間団体・地方公共団体等と連携して、各種イベントを全国各地で実施します。

社会保障・税番号制度の導入などへの国税庁の取組

○社会保障・税番号(マイナンバー)制度
社会保障・税番号(マイナンバー)制度の一層の普及・定着、法人番号の社会的インフラとしての利用促進に向けて、関係省庁や関係民間団体と連携・協力を図ります。また、国税庁ホームページ等を通じた周知・広報や番号制度に関する説明会を開催するなど積極的に取り組んでいます。

e-Tax

個人納税者については、平成31年1月から「e-Tax」利用の認証手続きがより便利になります。

また、電子提出のための環境整備を進めるとともに、資本金1億円以上の大法人について電子申告が義務化されます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

消費税の軽減税率制度に向けた国税庁の取組

国税庁では、消費税の軽減税率制度の実施に対応するため、準備が必要な事業者の皆さんに対し、関係府省庁や関係民間団体等とも連携・協力を図りながら、効果的な周知・広報に取り組んでいます。

問合せ 東松山税務署 ☎22-0990 (自動音声案内)

『年末調整説明会』開催のお知らせ

東松山税務署では、給与の支払いがある事業者(法人及び個人)の方に対して、「平成30年分の給与所得者に係る年末調整説明会」を以下のとおり開催します。

開催日	開催時間	対象者	開催場所
11月19日(月)	10時～12時	東松山市、川島町、吉見町、鳩山町	東松山市民文化センターホール(東松山市六軒町5-2)
	14時～16時	嵐山町、東松山市、滑川町、小川町、ときがわ町	

※上記会場では、年末調整説明会前に、消費税の軽減税率制度説明会(9時～10時、13時～14時)も併せて開催いたしますので、ぜひご参加ください。

※都合により、指定された時間に出席できない場合、他の時間に出席することが可能です。

※問合せ 東松山税務署 ☎22-0990 自動音声案内の「2」をお選びください。

税務課

税理士による無料相談を開催します

贈与税や相続税などの各種税金に関する疑問や不安について、税理士の先生に無料でご相談いただけます。気軽にお申し込みください。

日時 12月11日(火) 10時～12時

場所 税務課

対象 町内に在住・在勤の方

申込み 12月6日(木)までに電話または税務課窓口へ。

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-2153

※寄附をありがとうございました

- 平成30年上半期に次の方からご寄附がありました。ご趣旨に沿い、有効適切に活用させていただきます。
- 100万円 匿名希望 様
- 茶道道具 白石 春江 様
- 3万円 嵐山町自動車整備組合 様
- キャラクターバッグ110個 太陽インキ製造株式会社 様
- 学用品一式 株式会社武蔵野銀行川口支店 様・サンメーケミカル株式会社 様
- 土地 瑞慶覧 宏 様
- 2万円 合同会社がつちゃん 様